

NPO法人地域人権みんなの会 25 年度総会

スタッフさんも大勢参加し、3つのみんなの家の実践報告も

NPO 法人地域人権みんなの会の 2025 年度総会が6月 20 日、岡山県民主会館で開催されました。会場参加者 21 名、Zoom 参加者 5 名、委任状 24 名、合わせて50名の出席になり、会員63名の過半数を超えている、総会として成立していることが確認されました。

田中金一副会長が開会のあいさつ。議長の選出が行われ、吉岡昇理事が担当。議事録署名人には岡崎逸夫氏と住宅俊乃理事の 2 名が指名されました。

中島純男会長から、一人ひとりの人権と人間の尊厳を大切にするという団体の理念に触れ、世界的な紛争や攻撃的なリーダーの存在により厳しい人権状況が続いていること、また日本国内でも社会保障制度や医療費、平和の問題(核兵器の使用懸念など)において多くの疑問が生じている現状を述べました。このような時代だからこそ、団体が一人ひとりの生きがいにつながる活動をさらに発展させる必要性を強調し、参加者への感謝を述べました。

その後、以下の議案が審議されました。

● 第 1 号議案：2024 年度事業報告

- 全体の会員数は個人 63 名、賛助団体 6 団体です。
- 理事会、事業所管理者会議、ケアマ会議などが定期的に開催されました。
- 運営する小規模多機能型居宅介護事業所「ななくさ」「かるがも」「だんだん」の稼働状況や利用実績が詳細に報告されました。各事業所は利用者の利用頻度や加算金の増加により、**総収入が前年比 106.8%と増加**しました。
- 人件費総額は 1 億 7066 万 6000 円で、総収入に対する人件費率は 73.8%でした。
- 経常利益率は「ななくさ」が 22.9%、「かるがも」は-6.1%、「だんだん」は 0.9%でした。全体では 7.8%の利益率となりました。
- 2025 年 6 月 1 日時点の利用者状況が報告され、**独居高齢者や認知症の方の割合が高い**ことが示されました。成年後見制度の活用も増加傾向にあります。
- 職員の学習会や人権学習集会の開催状況、また「北長瀬コミュニティブリッジ」への「クリスマスプレゼント用のお菓子」の提供も報告されました。

● 第 2 号議案：決算報告

- 会費、団体費、事業収入（2 億 3132 万 8646 円）、寄付金、雑収入、事業補助金などの収入合計が報告されました。
- 支出の内訳として、学習研修費、調査研究費（地域人権ネットワークへの拠出金を含む）、機関紙発行費、雑損、小規模多機能型居宅介護事業所の事業費（2 億 1321 万 7697 円）、管理費（福利厚生費、会議費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、備品費、水道光熱費など）、地方税・法人税、雑費が詳細に報告されました。
- 当期収支差額は 1353 万 7744 円で、前期繰越金と合わせて 7533 万 8932 円が 2025 年 4 月 1 日へ繰り越されることが示されました。
- 資産の部（現金、通帳、未収入金、前払費用、建物、土地、投資など）と負債の部（未払金、預かり金、借入金）についても説明がありました。

監査報告

- 2024 年度の会計監査が 2025 年 5 月 30 日に実施され、**現金・預金、帳簿類は全て適切であった**ことが、福木実監事から報告されました。

- 福木実、藤澤末博、二人の監査意見として、地域に密着した NPO 活動の重要性、利用者ニーズに沿った健全経営と安定した財政の必要性、そして会員の団結への期待が述べられました。

● 第 3 号議案：2025 年度事業計画案

- 現在の社会情勢として、医療・介護報酬の引き下げによる病院・介護事業所の経営逼迫、物価・賃金上昇、日本学術会議解体法案に見られる**表現の自由・思想良心の自由への懸念**、高齢化の進行（特に独居高齢者の増加）などが挙げられました。
- 活動計画として、地域人権ネットワークの活動継続（亀島山地下工場への訪問と中学生の感想の共有など）、全国人権連の政府交渉を通じた介護報酬の改善要望、介護労働者の処遇改善や人員体制の充実、職員の健康管理と身体負担軽減への取り組み、事業継続計画（BCP）のさらなる推進、地域貢献活動（介護と福祉なんでも懇談会など）の実施が提案されました。
- 2026 年に迎える**法人設立 25 周年と「ななくさ」開設 20 周年**を記念する事業が検討されています。
- 職員の働きやすい職場環境づくりの一環として、**外部のカウンセリングルームとの契約**を結び、利用を徹底していくことが述べられました。
- 人権を考える学習会や地域人権問題研究集会の開催、会員拡大も引き続き取り組むことが確認されました。

● 第 4 号議案：予算案

- 2025 年度の総収入予算は 2 億 2800 万円が組まれました。
- ネットワーク活動費、学習研修費、調査研究費の増額が提案されました。
- 職員の福利厚生費（10 年勤続、20 年勤続表彰）も計上されました。
- 将来の資金調達に備え、**3000 万円を上限とする借入**について、総会で決定しておくことが提案されました。

● 第 5 号議案：役員選任

- 2025 年 9 月 1 日から 2027 年 6 月 30 日までの役員改選案が提示され、理事 14 名、監事 2 名（うち 1 名は新任）が提案されました。

議案に関する質疑応答の後、全ての議案が拍手によって承認されました。

各事業所の管理者さんから事業報告と事例報告が行われました

- **だんだんの管理者・佐々木さん**からは、在宅介護サービスの役割と「最後自分らしく」というテーマで報告がありました。
 - ななくさのサテライトから出発した歴史と、現在のだんだん利用者 29 名（約半数が要介護 3 以上、17 名が認知症）の状況が説明されました。
 - 小規模多機能型介護のメリットとして、**通い・訪問・泊まりの複合サービスを一つの事業所で受けられること**、月額定額制で柔軟な組み合わせが可能であること、そして同一職員が対応することで利用者の環境変化が少ない点が挙げられました。
 - 具体的な支援事例として、**K さん（90 歳女性、要介護 4、独居）と O さん（85 歳男性、視力障害）**のケースが紹介されました。K さんのケースでは、自宅の劣悪な環境や度重なる入院、全身浮腫などの課題に対し、自宅での生活継続を望む本人の意思を尊重しつつ、施設入所も視野に入れた支援を行っていることが述べられました。O さんのケースでは、重度の視力障害がありながらも施設入所を拒否し、自宅での自立した生活を望む本人の意思を尊重し、必要な支援（病院同行、外出支援、入浴支援など）を行っていることが説明されました。
 - だんだんの課題として、**高介護度・認知症利用者の増加に対応するための職員の介護力向上と教育時間確保**、医療連携の重要性、地域における認知症高齢者の見守り体制の強化、行政サービスの**手続き簡素化の必要性**（特に高齢者の搜索支援に関して）が挙げられました。
 - 最後に、高齢化や認知症に対する社会の認識がまだ低い現状を指摘し、**一つの事業所だけでは支えきれないため、行政や他職種、地域住民との連携を深め、高齢者を地域全体で支える仕組みを構築していく必要性を強調**しました。
- **かるがもの管理者・萱野さん**からは、「認知症介護：本人が介護を受け入れる前段階での関わり方」と

いうテーマで報告がありました。

- かるがもが 2010 年に開設され、住宅街の中にある地域密着型事業所であることが紹介されました。
- 具体的な支援事例として、**N さん（84 歳女性、独居）**のケースが紹介されました。N さんは以前からのかるがもの縁のある方で、入院を機に認知機能と体力が低下し、在宅での支援が必要となった状況でした。
- N さんが介護を拒否する段階で、家族の意向と本人の希望の間にギャップがある中で、**マズローの欲求段階説**を基に支援のアプローチが説明されました。特に、本人の現状認識と自己概念を否定せず、共感し、信頼関係を築きながら、自主性を奪わない支援の重要性が強調されました。
- **ななくさの管理者・住宅さんからは、ななくさの開設当初の苦労と、利用者の獲得、そして「だんだん」の開設につながる経緯について説明がありました。**
 - 小規模多機能型という新しいサービス形態の運営に試行錯誤し、利用者の獲得に苦労した時期を経て、広範囲からの利用者を獲得しながら信頼を築き、現在では利用者の約 9 割が地域住民となっていることが紹介されました。
 - 具体的な支援事例として、**M さん（認知症、脳血管疾患後遺症、独居）**のケースが紹介されました。M さんは当初、コミュニケーションが難しく、帰宅後に何度も電話をかけてくるなど精神的な不安定さがありましたが、隣接するアパートに入居し、慣れた職員が食事支援や見守りを行うことで精神的に落ち着き、人間らしい絆を深めることができた事例が語られました。
 - この経験から、小規模多機能型介護だからこそできた総合的な支援の重要性を学び、今後もその理念を活かして、**利用者一人ひとりの状況を理解し、その思いに寄り添うこと、家族の介護負担軽減に努めること、職員の学習と議論を深めること、地域活動への積極的な参加を通じて地域に根差した事業所として成長発展していくことが述べられました。**

総会の最後に、理事の鷲尾裕さんから閉会の挨拶。平和が壊され、民主主義が脅かされる世界で、**人権と命の尊厳を守る社会の確立**が「地域・みんなの会」の理念と一致しており、その責任が重大であると述べられました。財政的安定が不可欠であること、また国政（参議院選挙）が政策実現の重要な機会であることを強調し、組織の強化、持続可能な経営、働く人の収入向上、利用者処遇のさらなる改善を目指すことを改めて確認しました。第 1 回理事会を開催し、会長に中島純男、副会長に田中金一の両氏が選出されたことを発表し、一同への協力が呼びかけられました。

みんなの会が加盟する全日本民医連、参院選への要求(社会保障部分)

◎社会保障費を増やし、医療や介護・福祉のセーフティネットでいのちと健康を守る

- ・診療報酬・介護報酬の期中改定で危機にある医療・介護の提供体制を守り、すべての人々にアクセス権を保障
- ・国の責任でケア労働者の賃上げと人員不足の解消を。医療・介護の拡充でケア労働の雇用創出、経済波及効果により地域経済を活性化する
- ・高額療養費の上限額の引き上げ白紙撤回
- ・医療や介護、障がい福祉サービスの一部負担金を軽減。保険料は応能負担に
- ・マイナ保険証の強制をやめ従来の保険証復活
- ・年金、生活保護基準を引き上げる

民医連 46 回総会方針より

コロナ禍のもとで、人びとの生命・安全・生活に直接かわかる対人的な仕事である、ケア労働の重要性が誰の目にも明らかになりました。同時に、ジェンダー差別を背景として、ケア労働の社会的地位や労働条件が極めて低い状態に置かれている問題も浮かび上がりました。

そして今、ケアといういとなみの倫理的な特徴が注目され、それを社会のありかたの基本に据えるべきだという考えがひろがっています。「ケアの倫理」は、人と人との関係性の倫理として、一人ひとりが人間として尊重され依存し合い、共感と信頼によって相互作用するということです。したがって、新自由主義の競争的価値観や自己責任論とは対極にあり、それを乗り越えていく上でも大きな力になります。そして「ケアの倫理」は、いっさいの暴力や戦争を許さない、公正で平和な社会づくりにもつながっています。私たちは、こうした「ケアの倫理」について大いに学び深め、日々の仕事はもちろん、政治や社会に実践的に生かしていくことが大事です。

生活保護費減額は違法 最高裁統一判断

6月27日、生活保護基準の大幅な引き下げは憲法25条の生存権に反するとして、全国の利用者が国と自治体を訴えた「いのちのとりで裁判」の上告審判決で、最高裁第3小法廷（宇賀克也裁判長）は、保護基準引き下げを「違法」とする初の統一判断を示しました。2014年から全国29都道府県で1000人超がたたかうなかでの「画期的判決」を勝ち取りました。

判決は、厚生労働省が保護基準引き下げで物価下落率を使った「デフレ調整」には合理性がないと指摘。同調整は社会保障審議会の生活保護基準部会などによる検討を経ておらず、専門的知見の裏付けを認められないとしました。そのうえで厚生労働相の判断の過程・手続きには過誤、欠落があり、生活保護法違反だと認定しました。

判決は、国に対する損害賠償請求を棄却しましたが、宇賀裁判長は「反対意見」で、利用者が最低限度の生活を満たせない状態を9年以上にわたり強いられてきたとして、「精神的損害を慰謝する」必要性を指摘。少なくとも1万円以上の請求を認めるべきだとしました。

名古屋訴訟原告弁護団の内河恵一団長は、保護基準引き下げは12年の総選挙での自民党選挙公約を厚労省が実行したものだとして批判し、「判決は、利用者の実態に思いをはせ、人間的な配慮がなされた。国に対し、利用者が生活を回復する努力をしたい」と述べました。大阪訴訟弁護団の小久保哲郎事務局長は「完勝と言える」と語りました。

支援してきた人たちは「国は今回の統一判断を受け止めて、現在係争中のものも含め、全ての原告の訴えを受け入れて、裁判の終結を図るべきです。原告全員に謝罪して、速やかに減額決定を取り消して、被害の回復を図るべきです」。

違法な保護基準削減の被害は、原告以外の全国の実給世帯にも及んでいます。保護費が減額された全ての受給者に対しても、全面的な救済措置を講じるべきだと考えます。そして、なぜこのような違法行為が国によって行われたのかについても、原告を含めた当事者も参加する検証機関をつくって、徹底検証と再発防止を図ることも重要だと思います。と述べています。

6月28日、岡山市内で集会がありました。岡山県の原告団を弁護してきた則武透弁護士は、6月27日の最高裁生存権裁判判決を、朝日訴訟の最高裁判決の付言で述べられた「政府の行政裁量論」、これがずっと足かせになっていたけれど、これにとどめをさして行政法にもとづく「判断過程統制論」が生きたもの、と高く評価されました。

同じく吉村清人弁護士は、朝日訴訟を支えてこられて今年1月7日に亡くなられた新井章弁護士の残された著書を参考に教訓を話されました。1.裁判には二つの意義がある。ひとつは裁判所に判断をさせること、そして社会に問いかけ知らしめる役割、2.裁判と国民運動の関係。裁判所は権力的・官僚的であることを念頭に、立法府と同じく世論を背景とする2面性をとらえること、だから国政選挙で勝てばよいという範疇でもなく独自の闘いの意義がある。3.裁判闘争は闘う人々（原告や弁護士、支援する人たち）や社会の認識を変えていく、変わっていく力を持っている、と話されました。6月27日、生活保護削減は違法と最高裁が示した判決が、朝日訴訟から60年を経ての「判断過程統制論」が生きてきたという、その変化のスピードは速くなってきたと評価されました。

——日本政府はイスラエル・米国の無法な先制攻撃を支持するな—— （抜粋）

2025 年 6 月 22 日 日本平和委員会が抗議声明

私たちは、米国とイスラエルに対し、無法な攻撃を直ちに中止することを、断固として要求するものである。国際社会は無法な蛮行を働く両国に対し、一致して厳しい圧力を加え、問題を平和的に解決するために全力を挙げるべきである。日本の石破政権は、イスラエルの先制攻撃を容認した先のG7サミット声明のような態度を改め、無法な攻撃を直ちにやめるよう、米国とイスラエルに率先して働きかけるべきである。

私たちは以上のことを強く求めるとともに、中東非核兵器地帯の実現や核兵器禁止・廃絶の立場でこそ、平和で安定した中東と世界を実現できると考え、その実現のために奮闘する決意をここに表明する。